

●化粧品の分割販売について

(平成4年9月10日 事務連絡
各都道府県衛生主管部(局)あて 厚生省薬務局監視指導課)

環境保護及び資源の有効利用の観点から、化粧品の使用済み容器の再利用のために

当該使用済み容器に再充てんする行為について照会があり、その取扱いを定めたので化粧品販売業者に下記事項を遵守するよう指導願いたい。

なお、消費者の求めに応じ得るようにするため、化粧品を予め小容器に充てんしておく行為は小分け製造に該当し、薬事法(以下「法」という。)第12条に規定する化粧品製造業の許可が必要であるので念のため申し添える。

記

分割販売

- 1 分割販売(化粧品を個々の消費者の求めに応じて必要量をその都度分割充てんし販売する行為をいう。以下同じ。)が認められない化粧品
微生物汚染に特に留意する必要があるアイライナー及びマスカラ類等
- 2 分割販売に際しての遵守事項
 - (1) 分割充てんした小容器は、法第61条及び第62条で準用する第52条各号に掲げる事項を表示し、かつ、分割販売を行った者の責任を明確にするため、該者の氏名及び住所を併せて表示すること。
(特に、消費者が持ち込んだ小容器を再使用するときは、製造番号が分割販売を受けるたびに変わる場合があるので、その都度シール等で表示すること。)
 - (2) 分割販売品の適切な衛生状態を確保するため、次の事項を遵守すること。
 - ア 製品の保管は、衛生的に行うこと
 - イ 分割充填する場所は、清掃に努め衛生管理を適切に行うこと
 - ウ 分割に使用した器具類はその都度洗浄し、衛生的に保管すること
 - エ 消費者が持参した小容器に分割充てんするときは、その小容器を十分洗浄する等衛生の保持に留意すること
 - オ 製造番号が異なるものは、混合してはならないこと